

令和5年10月20日

「定年延長と退職手当と私」

熊本県教育庁 教育総務局 学校人事課 給与班
窪田 雄介

※令和4年度10月配付
「情報提供・意思確認制度に基づく情報提供資料」をもとに説明

情報提供・意思確認制度

情報提供・意思確認制度の新設

- 令和3年6月に、「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布（令和5年4月1日施行）されました。
- 今般の法改正により、60歳を境に適用される制度が、次のように大きく変わることになります。
 - ① 令和5年4月から2年に1歳ずつ定年を引上げ、令和13年4月に65歳となる。
 - ② 管理監督職の職員は、60歳に達した日以後の最初の4月1日に、管理監督職以外の職に異動することになる（いわゆる役職定年制）。
 - ③ 当分の間、60歳超職員の給与水準は、60歳時点の7割水準となる。
 - ④ 定年引上げに伴う給料の減額に対応するため、退職手当基本額の計算方法の特例が設けられる。
 - ⑤ 60歳に達した日以後に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができるようになる。
- このため、地方公務員法において「情報提供・意思確認制度」が創設され、任命権者は、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する日以降に適用される任用、給与、退職手当等の制度に係る情報を提供するとともに、職員の勤務の意思を確認することになりました。
- 情報提供・意思確認制度の対象となる皆様は、60歳以降に適用される各種制度を理解した上で、自らの60歳以降の勤務の意思を決定し、その意思を表明していただくこととなります。

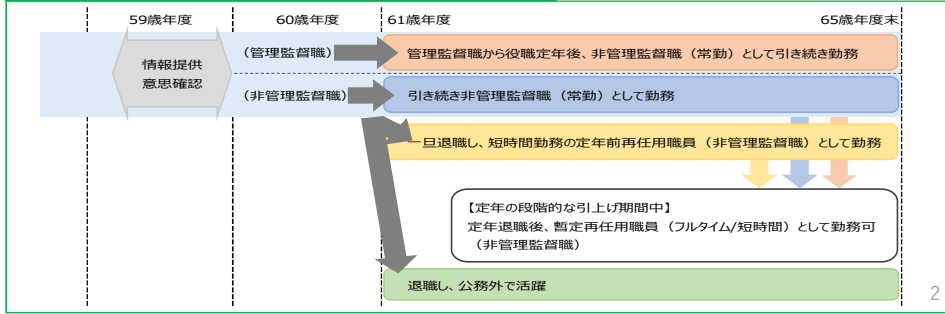
1

60歳以降の制度の概観と勤務選択フローチャート

60歳以降の制度の概観

- 定年の段階的引き上げ →詳細は3ページ
- 管理監督職から非管理監督職への降任等（いわゆる役職定年制）
→詳細は4ページ
- 給与：61歳の年度からの給料月額7割措置等
→詳細は8ページ
- 退職手当：退職手当基本額の計算方法の特例等
→詳細は11ページ
- 多様な働き方：定年前に退職した上で短時間勤務への移行
→詳細は14ページ

60歳以降の勤務選択フローチャート



2

定年の段階的引き上げ

定年の段階的引き上げ

- ・ 職員の定年について、国の職員の定年を基準として、次のとおり段階的に引き上げられます。

年度	R5・6年度		R7・8年度		R9・10年度		R11・12年度		R13年度～			
	61歳	62歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳	65歳			
年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
S31.4.2												
～S32.4.1												
S32.4.2	65歳											
～S33.4.1	再任用⑤											
S33.4.2	64歳											
～S34.4.1	再任用④	暫定再任用⑤										
S34.4.2	63歳	64歳	65歳									
～S35.4.1	再任用③	暫定再任用④	暫定再任用⑤									
S35.4.2	62歳	63歳	64歳	65歳								
～S36.4.1	再任用②	暫定再任用③	暫定再任用④	暫定再任用⑤								
S36.4.2	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳							
～S37.4.1	再任用①	暫定再任用②	暫定再任用③	暫定再任用④	暫定再任用⑤							
S37.4.2	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
～S38.4.1	定年退職	暫定再任用①	暫定再任用②	暫定再任用③	暫定再任用④	暫定再任用⑤						
S38.4.2	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
～S39.4.1	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
S39.4.2	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
～S40.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳				
S40.4.2	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
～S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳			
S41.4.2	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
～S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳		
S42.4.2	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
～S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
S43.4.2	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
～S44.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

- ・ ただし、現行の特例定年職員については、次のとおりです。

対象職員	R5～10年度	R11・12年度	R13年度～
現行63歳の特例定年職員(用務員、介助員等の技能労務職員)	63歳	64歳	65歳

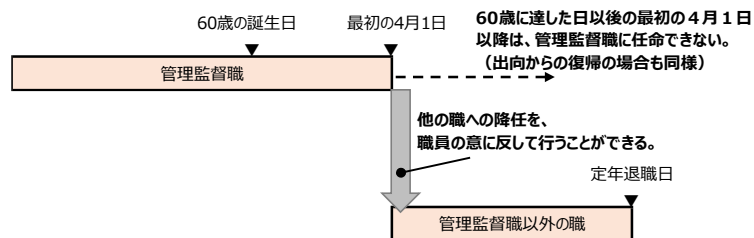
3

役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）

役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職の職員は、管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した日以後の最初の4月1日に、管理監督職以外の職に異動することになります。
- また、管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した日以後の最初の4月1日以降は、新たに管理監督職に就くことはできません。
- ※ なお、公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年単位で引き続き管理監督職に就ける制度はあり。（特例任用）

<役職定年制のイメージ>



4

役職定年制の対象となる管理監督職と定年引上げに伴う職員配置（1）

役職定年制の対象となる管理監督職

- ・ 管理職手当の支給対象となっている職
(例) 校長・副校長、教頭
審議員、主任事務長、事務長
※ 主幹教諭、指導教諭、指導主事は管理職手当の支給対象ではありません。

定年引上げに伴う職員配置

【役職定年となる職員の配置について】

- ・ 高齢期の管理監督職員の知識、技術、経験等の伝承や最大限の活用を図るとともに、若手・中堅職員の昇任・育成の機会を確保し、組織の新陳代謝を円滑に図っていくことを念頭におき、原則として、管理監督職以外の職に配置されることになります。
 - 校長・副校長、教頭
 - ・ 原則として、教諭に配置。（ただし、人事配置上、主幹教諭、指導教諭に配置の可能性もある。）
 - 審議員、主任事務長は、事務主幹として配置。
 - 事務長は、事務主査・事務主任として配置。

5

役職定年制の対象となる管理監督職と定年引上げに伴う職員配置（2）

特例任用（管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例）

- 特例任用とは、役職定年制により他の職に異動することで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、例外的に、役職定年制の対象職員を引き続き管理監督職のまま任用するものです。
- 職務の遂行上の特別の事情等（特別なプロジェクトの継続の必要がある場合など）がある場合の特例任用と、特定管理監督職群の特例任用があります。
- 特例任用は、1年単位となります。

【特定管理監督職群について】

- ・職務の年齢構成等により欠員補充が困難な、職務内容が類似する管理監督職で構成されるもの。
- ・校長・副校長、教頭のうち、校長職を「特定管理監督職群」として位置付け^{※1}、必要に応じて運用する予定^{※2}。

※1 今後、人事委員会規則により規定。

※2 特例任用数については、各年度の校長等選考考査の結果を受けた適任者の不足数とする。

6

60歳に達した職員の給与

60歳に達した職員に適用される職務の級

- 職員の給料は、給料表上の「職務の級」及び「号給」に基づき決定されます。
- 60歳（※）に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後に適用される職務の級は、以下のとおりとなります。
※ 一部の技能労務職員（用務員、介助員等）は63歳
- 役職定年制により降任をした場合は、降格（下位の職務の級に変更）することがあります。

給料表	教育職(2)(3)		給料表	行政職		医療職(2)		技能労務職	
	60歳時	特定日以降		60歳時	特定日以降	60歳時	特定日以降	60歳時	特定日以降
校長	4級	特2～2級	課長級以上	9級～6級	6級	7級	6級		
副校長・教頭	3級	特2～2級	課長補佐級 [※]	6級～4級	6～4級	6～5級	6～5級		
主幹教諭等	特2級	特2級	係長級 [※]	4級～3級	4級～3級	5級～3級	5級～3級		
教諭	2級	2級	主事・技師級	3級～1級	3級～1級	4級～1級	4級～1級	5級～1級	5級～1級

※ 主任事務長・事務長は役職定年制の対象となります。

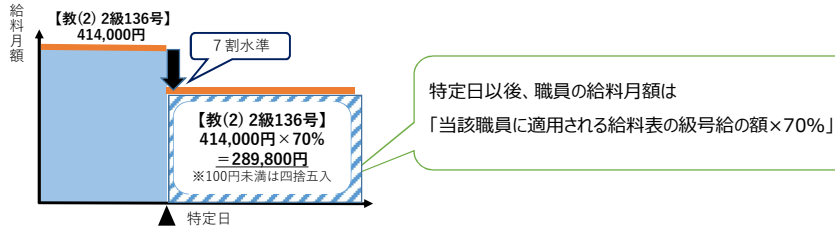
現行の「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例」、「熊本県立学校職員の給与に関する条例」、「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例」及び「熊本県技能労務職員の給与に関する規則」に規定する等級別基準職務表による。

7

60歳に達した職員の給料（基本給）

- 当分の間、職員が60歳（※）に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後の給料月額、職員が受ける級号給に応じた給料月額の「7割水準」となります。

※ 一部の技能労務職員（用務員、介助員等）は63歳



（参考）60歳から7割水準とならない職員

- (1) 7割水準となるのが63歳に達した日後における最初の4月1日となる職員
 - ・旧定年が63歳である一部の技能労務職員（用務員、介助員等）
- (2) 7割措置の対象とはならない職員
 - ・任期を定めて任用された職員（臨時的任用職員、任期付職員等）
 - ・会計年度任用職員

8

管理監督職勤務上限年齢調整額

- 管理監督職の職員が、管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任又は降給を伴う転任をした場合、特定日以後の給料は、適用される給料表の級号給の額の7割に加え、「降任等をする前の給料月額の7割水準」となるよう、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給されます。

基本的な算出方法

$$\text{管理監督職勤務上限年齢調整額} = \text{A 基礎給料月額} - \text{B 特定日給料月額}$$

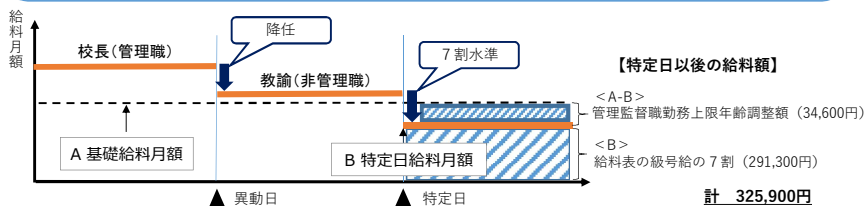
基礎給料月額 異動日（管理監督職勤務上限年齢による降任等した日）の前日に受けていた給料月額×70%の額 ※100円未満四捨五入

特定日給料月額 特定日（60歳に達した日後の最初の4月1日）に受ける給料月額（給料表の級号給に応じた給料月額×70%の額） ※100円未満四捨五入

（参考）算出例

校長（教育職給料表（2）4級29号給=465,500円）が、管理監督職上限年齢による降任に伴う降格をし、教諭（2級145号給=416,200円）となり、特定日に給料月額の7割措置が適用される場合

A 基礎給料月額 465,500円×70% = 325,900円 B 特定日給料月額 416,200円×70% = 291,300円
→ 管理監督職勤務上限年齢調整額 A-B = 34,600円



60歳に達した職員の諸手当

- 60歳（※）に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後の諸手当は、①又は②のとおりです。
 - ① 給料月額7割措置が適用されない職員に支給される手当額の7割水準となる手当
 - ② 給料月額7割措置が適用されない職員と同額となる手当（7割水準とならない手当）
- 職員の給料の額を基礎として手当額を計算する場合、給料の額には差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を含みます。

①7割水準となる手当等

- ◆給料の調整額
- ◆教職調整額
- ◆初任給調整手当
- ◆時間外勤務手当
- ◆休日勤務手当
- ◆地域手当
- ◆期末手当
- ◆勤勉手当
- ◆特勤手当（準ずる手当含む）
- ◆義務教育等教員特別手当
- ◆定時制通信教育手当
- ◆産業教育手当
- ◆へき地勤務手当（準ずる手当含む）
- ◆管理職手当
- ◆管理職員特別勤務手当

※期末・勤勉手当の支給月数は、給料月額7割措置が適用されない職員と同じ。

②7割水準とならない手当

- ◆扶養手当
- ◆住居手当
- ◆単身赴任手当
- ◆通勤手当
- ◆宿日直手当
- ◆特殊勤務手当

10

退職手当の取扱い

退職手当の取扱い（1）

- 退職手当は、退職理由別・勤続期間別支給率に応じた「基本額」と職責に応じた「調整額」の合計額で算定されます。
- 定年引上げに伴う給料の減額に対応するため、60歳（※）に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後に退職する場合の退職手当基本額の計算方法の特例が設けられます。

※ 一部の技能労務職員（用務員、介助員等）は63歳

退職手当基本額の計算方法の特例

【現行】
退職日の給料月額(B)×退職日までの勤続期間に応じた支給率(I)

※現行の計算方法では、特定日以後に退職すると、7割水準となった給料月額で計算することになるため、退職手当基本額が大幅減となる。

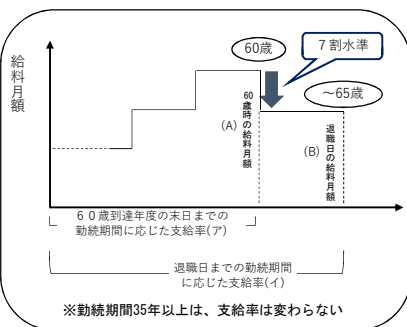


【改正後】

- ① 60歳（旧定年退職日）で退職する場合の額 (A) × (P)
- ② 旧定年退職日以降の勤務に応じた額 (B) × { (I) - (P) }

を合算した額

※①の時点で勤続年数が35年に達する場合は、②での増は発生しない（次頁の例2参照）。



11

退職手当の取扱い（２） ※計算例

（例１）採用時点30歳 教育職(2)

	60歳時点	65歳時点
給料月額	414,000円	289,800円（7割水準）
勤続期間	30年	35年
支給率	40.80375	47.709

【基本額】①+②
 $414,000円 \times 40.80375 + 289,800円 \times (47.709 - 40.80375)$
 $= (16,892,752円) + (2,001,141円) = 18,893,893円$

【調整額】③
 第6号 $27,100円 \times 60月 = 1,626,000円$
退職手当額 20,519,893円
 (①+②+③)

（例２）採用時点25歳 教育職(2)

	60歳時点	65歳時点
給料月額	414,000円	289,800円（7割水準）
勤続期間	35年	40年
支給率	47.709	47.709

【基本額】①+②
 $414,000円 \times 47.709 + 289,800円 \times (47.709 - 47.709)$
 $= (19,751,526円) + (0円) = 19,751,526円$

【調整額】③
 第6号 $27,100円 \times 60月 = 1,626,000円$
退職手当額 21,377,526円
 (①+②+③)

現時点での試算です。当該額が保証されるものではありません。

の退職手当について

所属コード	旧定年退職日	退職理由	M03.01
職員番号	旧定年退職日	退職理由	
採用日	新定年退職日	退職理由	
生年月日	退職理由	退職理由	
旧定年年齢	退職理由	退職理由	

御自身の退職手当については、試算票により試算することができます。
 ※実際の支給額を正確に算出するものではありません。

00歳時点時給月額
 給料月額 #N/A 級 #N/A 号給 #N/A
 ①級加算額 #N/A
 ②級加算額 #N/A
 ③級加算額 #N/A
 教職調整額 #N/A

新定年退職時給月額
 給料月額 #N/A 級 #N/A 号給 #N/A
 ①級加算額 #N/A
 ②級加算額 #N/A
 ③級加算額 #N/A
 教職調整額 #N/A

※新定年退職日の0.5割増し
 にも適用は、退職理由が
 1

退職手当の取扱い（３）

- 60歳（※）に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、その者の非違によることなく退職した者の退職手当基本額は、「定年」を理由とする退職と同様に算定されます。

- ※ 一部の技能労務職員（用務員、介助員等）は63歳
- ※ 次の職員には適用しない。
 任期を定めて任用された職員（臨時的任用職員、任期付職員 等）

- また、勸奨により退職する場合の退職手当基本額の割増率は、当分の間、改正前の定年制度下で対象とされる年齢と割増率が維持されます。

- ※ 60歳（63歳）に達する年度以降は、勸奨退職に係る退職手当の割り増しは行わない。

【現行60歳定年の場合】

現行60歳定年の場合	現行定年 10年前(50歳)	現行定年 9年前(51歳)	...	現行定年 2年前(68歳)	現行定年 1年前(69歳)	現行定年(60歳) 到達年度以降
割増率	30%	27%	...	6%	3%	0%

【現行63歳定年の場合】

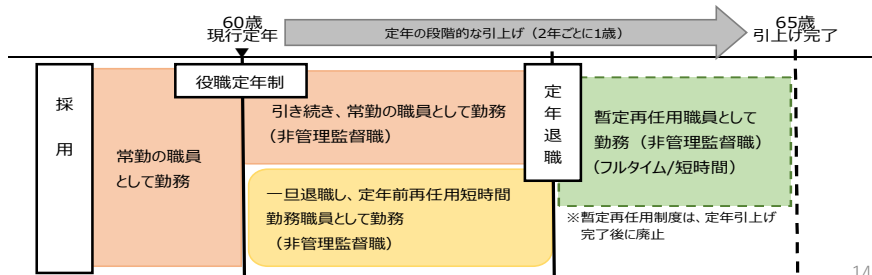
現行63歳定年の場合	現行定年 10年前(53歳)	現行定年 9年前(54歳)	...	現行定年 2年前(61歳)	現行定年 1年前(62歳)	現行定年(63歳) 到達年度以降
割増率	30%	27%	...	6%	3%	0%

定年前再任用短時間勤務制

定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達した日以後に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができます。
- 任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日までです。
(定年引上げ期間中は61歳～64歳。完成後は65歳。)
- 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み(暫定再任用制度)が設けられます。

<60歳以後の勤務のイメージ>



14

定年前再任用短時間勤務制の概要

- 制度の概要は以下のとおりです。

職員の身分	非常勤職員(短時間勤務の職) ※退職後、短時間勤務の職に再任用されます。
勤務時間	・2人で週38時間45分とする。 ・時間例 ア 週2.3時間15分勤務(週3日終日勤務) イ 週1.5時間30分勤務(週2日終日勤務) ウ 週1.9時間35分勤務(週5日半日勤務) エ 週1.9時間25分勤務(週2日と半日勤務)
制度利用開始時期	61歳の年度以降
職位	現行の再任用制度を踏まえた取扱い →原則として、60歳時の一つ下位の職位となります。
給料	現行の再任用制度を踏まえた取扱い →級ごとに単一の給料月額を設定し、勤務時間に応じて算定します。
諸手当	現行の再任用制度を踏まえた取扱い →一部手当(扶養手当、住居手当等)は支給されません。
退職手当	常勤職員としての退職の際に、それまでの勤務分の額を給付します。 (短時間勤務職員としての勤務分は、算定の対象とはなりません)
その他	フルタイム勤務職員への復帰はできません。 ただし、定年年齢以降、暫定再任用フルタイム職員への採用は可能です。

※定年前再任用短時間勤務制とは別に、公務の運営に支障がない場合、任命権者が部分休業を認めることができる「高齢者部分休業制度」があります。この場合、身分は常勤職員のみで、勤務しない時間分について、給料が減額されます。

定年前再任用短時間勤務制(及び暫定再任用制度)の決定の流れについては、現行の再任用制度と同様のスキームを想定しています。

- ・再任用希望申出 11月
- ・必要に応じて面接を実施
- ・再任用(任期更新)決定 2月
- ・勤務形態(フルタイム勤務又は短時間勤務)決定、内示 3月
- ・再任用(任期更新)開始 4月1日

15

(参考) 高齢者部分休業制度について

○ 定年前再任用短時間勤務制と高齢者部分休業制度の比較は、以下のとおりです。

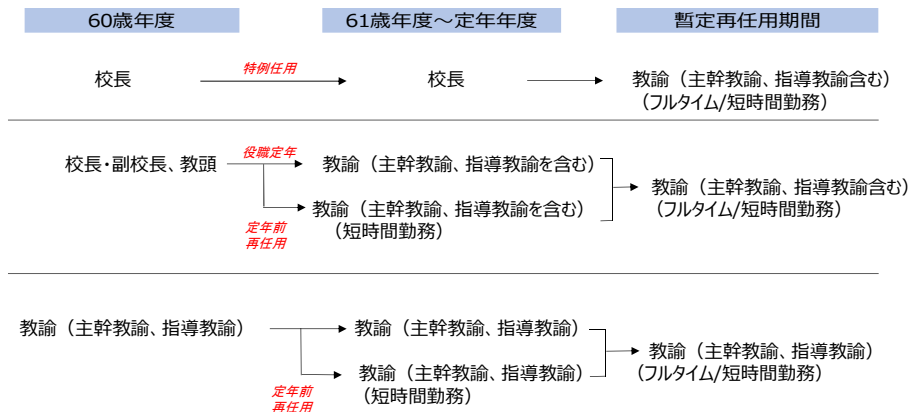
	定年前再任用短時間勤務制	高齢者部分休業制度
職員の身分	非常勤職員（短時間勤務の職） ※退職後、短時間勤務の職に再任用されます。	常勤職員（定数定員内）
勤務時間	2人で38時間45分とする。	勤務時間の半分を上限として休業できます。
制度利用開始時期	61歳の年度以降	定年年齢から5年を減じた年齢
職位	現行の再任用制度を踏まえた取扱い →原則として、60歳時の一つ下の職位となります。	常勤職員と同様
給料	現行の再任用制度を踏まえた取扱い →級ごとに単一の給料月額を設定し、勤務時間に応じて算定します。	勤務しない時間分を減額して支給されます。60歳以降は、給料月額7割措置適用後の給料から減額されます。
諸手当	現行の再任用制度を踏まえた取扱い →一部手当（扶養手当、住居手当等）は支給されません。	常勤職員と同様
退職手当	常勤職員としての退職の際に、それまでの勤務分の額を給付します。 （短時間勤務職員としての勤務分は、算定の対象とはなりません）	退職時に給付 （部分休業期間は、在職期間から二分の一を除算して算定されます。）
その他	フルタイム勤務職員への復帰はできません。 ただし、定年年齢以降、暫定再任用フルタイム職員への採用は可能です。	公務の運営に支障がない場合に承認されます。 また、業務の処理が困難となった場合など、承認取消しを行うことがあります。

- 高齢者部分休業制度関係の運用（H20.2.8 人第478号 総務部長通知）
 - ・ 高齢者部分休業の期間は、申請した翌年度4月1日から定年退職日までの全期間となります。
 - ・ 高齢者部分休業の承認は、原則として年度を単位とし、前年度の12月までに所属長を経由して申請書を提出する必要があります。

(参考) 再任用時における職位の例（1）

○ 定年前再任用短時間勤務を選択された場合、暫定再任用期間における職位の例については、60歳時点における職位に応じ、以下のとおりとなります。

<再任用における職位の例>

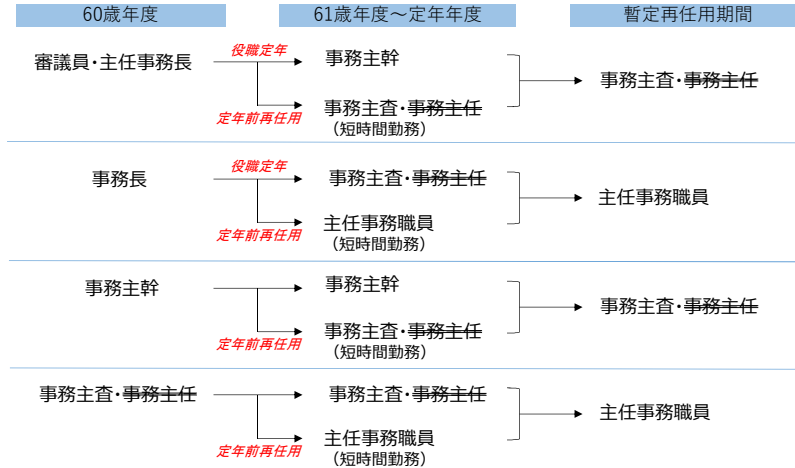


※本人の申し出により、主幹教諭、指導教諭から教諭へは職位の変更が可能です。

(参考) 再任用時における職位の例 (2)

- 定年前再任用短時間勤務を選択された場合や、暫定再任用期間における事務職員の職位の例については、60歳時点における職位に応じ、以下のとおりとなります。

<再任用における職位の例>



18

勤務の意思の確認について

勤務の意思の確認について

<対象者>

- 定年引上げ期間中に定年退職を迎える予定の方 (今年度末に55歳から59歳となる方)
- 令和4年度末定年退職者、現在再任用1年目～4年目の方 (学校技師、農務技師、介助技師で現在再任用2年目の方を除く)

<スケジュール>

- 回答フォームのURLを配布 本日
- 回答締め切り 令和4年12月21日 (水)

<注意事項>

- 61歳以降の希望される勤務形態等についての調査を行います。61歳以降に勤務することを希望されない場合も含め、今回の情報提供を踏まえ、検討されたお考えを伺うものです。
- 回答いただいた内容は、人事作業等の参考資料として活用する予定ですが、回答いただいた内容は法的な効果を生じさせるものではありません。現時点での回答で構いませんので、対象となる皆様の御協力をお願いします。
- 調査については、以下のとおり、電子申請にて実施する予定です。
- なお、本調査は、今後の再任用に係る意向調査を兼ねております (例年実施している年度末の意向調査は実施しない予定)。

<回答フォームのイメージ>

61歳で希望する勤務形態を選択してください。 必須

61歳になる年度に、どのような勤務形態を希望しますか。

01 県でフルタイム勤務 (定年後の場合は再…)

62歳で希望する勤務形態を選択してください。 必須

62歳になる年度に、どのような勤務形態を希望しますか。

01 県でフルタイム勤務 (定年後の場合は再…)

19

現時点での試算です。当該額が保証されるものではありません。

【スライド12】
退職手当取扱い(2)
例1

の退職手当について

所属コード		旧定年退職日	R10.3.31
職員番号		退職理由	自己都合(旧定年到達後)
採用日	H10.4.1	新定年退職日	R15.3.31
生年月日	S42.10.20	退職理由	定年
旧定年年齢	60		
新定年年齢	65		

給料の調整額はある場合のみ調整数を選択

黄色のセルのみ全て入力
→自動で計算してくれる

旧定年退職時給料月額		調整数
教(2)	2	級 136 号給
給料月額	414,000	
3級加算額	0	
教職調整額	16,560	
給料の調整額	0	
合計	430,560	
60歳時点勤務年数		
採用日 H10.4.1	旧定年退職日 R10.3.31	30 年 0.00 月
	通算期間	0 年 0.00 月
	除算期間	0 年 0.00 月
	算定基礎年数	30 年 0.000 月

新定年退職時給料月額(7割措置)	
給料月額	289,800
3級加算額	0
教職調整額	11,592
給料の調整額	0
合計	301,392
新定年退職時勤務年数	
採用日 H10.4.1	新定年退職日 R15.3.31
	35 年 0.00 月
	通算期間
	0 年 0.00 月
	除算期間
	0 年 0.00 月
	算定基礎年数
	35 年 0.000 月

役職定年制による降給が生じる場合は、降給前の7割

退職手当額

旧定年退職 $\frac{60\text{歳時点時給料月額}}{430,560} \times \frac{\text{支給率}}{40.80375} + \frac{\text{調整額}}{1,626,000} = \frac{\text{退職手当額}}{19,194,462}$

新定年退職 $\frac{60\text{歳時点時給料月額}}{430,560} \times \frac{\text{支給率(ア)}}{40.80375} + \frac{\text{新定年時点時給料月額}}{301,392} \times \frac{\text{支給率}}{6.90525} + \frac{\text{調整額}}{1,626,000} = \frac{\text{退職手当額}}{21,275,649}$

(ア) 47.709

①'

②'

③'

勤続期間の算定

通算期間	履歴	勤続年数	
割愛	~	年	月
	~	年	月
	~	年	月
	~	年	月
通算期間合計		0	0
除算期間	除算率	休業期間	除算月数
普通退職	1/2	~	年 月
		~	年 月
		~	年 月
		~	年 月
		~	年 月
		~	年 月
除算期間合計			0 年 0.00 月

【割愛・前歴がある場合】
黄色セルに入力
→通算する勤続年数・除算期間を自動で表示される

調整額内訳

号	区分(円)	月数	調整額
1	65,000 ×	=	0
2	59,550 ×	=	0
3	54,150 ×	=	0
4	43,350 ×	=	0
5	32,500 ×	=	0
6	27,100 ×	60	1,626,000
7	21,700 ×	=	0
計		60月	1,626,000

↑高い区分から60月

自動計算されるが、調整額の注意点!

【自己都合】
勤続9年以下 → 0
勤続10~24年 → 1/2

【自己都合以外】
勤続1年~4年以下 → 1/2

旧定年退職日時点

在職期間 30 年 0 月 + 通算月数 0 年 0 月 - 除算月数 0 年 0.00 月 = 勤続期間 30 年 0.000 月

360月 0月 0.00月 360.000

新定年退職日時点

在職期間 35 年 0 月 + 通算月数 0 年 0 月 - 除算月数 0 年 0.00 月 = 勤続期間 35 年 0.000 月

420月 0月 0.00月 420.000

現時点での試算です。当該額が保証されるものではありません。

【スライド12】
退職手当取扱い(2)
例2

の退職手当について

所属コード		旧定年退職日	R10.3.31
職員番号		退職理由	自己都合(旧定年到達後)
採用日	H5.4.1	新定年退職日	R15.3.31
生年月日	S42.10.20	退職理由	定年
旧定年年齢	60		
新定年年齢	65		

給料の調整額はある場合のみ調整数を選択

黄色のセルのみ全て入力
→自動で計算してくれる

旧定年退職時給料月額		調整数
教(2)	2	級 136 号給
給料月額	414,000	
3級加算額	0	
教職調整額	16,560	
給料の調整額	0	
合計	430,560	
60歳時点勤務年数		
採用日 H5.4.1	旧定年退職日 R10.3.31	35 年 0.00 月
	通算期間	0 年 0.00 月
	除算期間	0 年 0.00 月
	算定基礎年数	35 年 0.000 月

新定年退職時給料月額(7割措置)	
給料月額	289,800
3級加算額	0
教職調整額	11,592
給料の調整額	0
合計	301,392
新定年退職時勤務年数	
採用日 H5.4.1	新定年退職日 R15.3.31
	40 年 0.00 月
	通算期間
	0 年 0.00 月
	除算期間
	0 年 0.00 月
	算定基礎年数
	40 年 0.000 月

役職定年制による降給が生じる場合は、降給前の7割

退職手当額

旧定年退職 $\frac{60\text{歳時点時給料月額}}{430,560} \times \frac{\text{支給率}}{47.709} + \frac{\text{調整額}}{1,626,000} = \frac{\text{退職手当額}}{22,167,587}$

新定年退職 $\frac{60\text{歳時点時給料月額}}{430,560} \times \frac{\text{支給率(ア)}}{47.709} + \frac{\text{新定年時点時給料月額}}{301,392} \times \frac{\text{支給率}}{47.709 - (\text{ア})} + \frac{\text{調整額}}{1,626,000} = \frac{\text{退職手当額}}{22,167,587}$

①'

②'

③'

勤続期間の算定

通算期間	履歴	勤続年数	
割愛	~	年 月	
	~	年 月	
	~	年 月	
	~	年 月	
通算期間合計		0 年 0 月	
除算期間	除算率	休業期間	除算月数
普通退職	1/2	~	年 月
		~	年 月
		~	年 月
		~	年 月
		~	年 月
		~	年 月
除算期間合計			0 年 0.00 月

【割愛・前歴がある場合】
黄色セルに入力
→通算する勤続年数・除算期間を自動で表示される

調整額内訳

号	区分(円)	月数	調整額
1	65,000 ×	=	0
2	59,550 ×	=	0
3	54,150 ×	=	0
4	43,350 ×	=	0
5	32,500 ×	=	0
6	27,100 ×	60	1,626,000
7	21,700 ×	=	0
計		60月	1,626,000

↑高い区分から60月

自動計算されるが、調整額の注意点!

【自己都合】

勤続9年以下 → 0

勤続10~24年 → 1/2

【自己都合以外】

勤続1年~4年以下 → 1/2

旧定年退職日時点

在職期間 35 年 0 月 + 通算月数 0 年 0 月 - 除算月数 0 年 0.00 月 = 勤続期間 35 年 0.000 月
420月 0月 0.00月 420.000

新定年退職日時点

在職期間 40 年 0 月 + 通算月数 0 年 0 月 - 除算月数 0 年 0.00 月 = 勤続期間 40 年 0.000 月
480月 0月 0.00月 480.000